

第4回熊本市・城南町合併協議会会議録

日 時 平成21年2月24日(火) 午前9時～
会 場 KKRホテル熊本1F「有明・不知火」
開会時間 9時00分
終了時間 11時40分

○ 出席委員等(28名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	八 幡 紀 雄				
委 員	西 島 喜 義	舛 田 紘 一	竹 原 孝 昭		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	戸 内 敏		
	大 畷 澄 雄	前 田 勝	村 田 政 時		
	植 村 米 子	松 村 造酒夫	森 日 出 輝		
	永 島 賢 治	濱 崎 哲 彌	栄 田 眞 一		
	東 家 武 子	山 下 孝 司	中 島 健 士		
	村 上 征 吾	緒 方 直 明	中 山 亘 起		
	中 沢 洋 子	松 岡 鶴 男	岩 下 盛 起		
	村 山 栄 一 (代理)	檜 山 隆 昭			

○ 欠席委員等

なし

○ 幹 事 (4名)

寺 本 敬 司	前 健 一		
大 澤 悟	岩 永 正		

第4回熊本市・城南町合併協議会次第

日 時：平成21年2月24日（火）午前9時～

場 所：KKRホテル熊本1F「有明・不知火」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山政史 熊本市長

3 委員紹介

4 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの経過報告

〔協 議〕

(1) 前回提案分

協議第 9号 地方税の取扱いについて

協議第17号 企画財政関係事業について（その1）

協議第18号 市民生活関係事業について（その1）

協議第20号 子ども未来関係事業について（その1）

協議第23号 都市建設関係事業について（その1）

(2) 今回提案分

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて

協議第20号 子ども未来関係事業について（その2）

協議第23号 都市建設関係事業について（その2）

協議第24号 教育関係事業について（その1）

5 その他

6 閉 会 八幡紀雄 城南町長

司会

それでは、定刻になりましたので、第4回熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方にはご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それではここで、本日配布しております資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に1枚もので「会次第」、「席次表及び出席者名簿」、冊子で「協議会資料」、「参考資料」以上4種類の資料を配布いたしておりますので、不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

ご確認ありがとうございます。それでは、お手元に配布いたしております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしく願いいたします。それでは、本協議会会長であります幸山熊本市長よりご挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さん、おはようございます。第4回目の協議会の開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。まずは、委員の皆様方におかれましては、年度末、あるいはそれぞれ議会を控えている大変お忙しい中にも関わりませず、本日は全員のご出席ということでございまして、改めて皆様方のご出席並びにこれまでの協議会の運営に対しまして、多大なるご理解、ご協力いただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。本日も何卒よろしく願いを申し上げます。

本日の協議会の内容でございますけれども、まずは報告事項といたしまして議員専門部会からの経過報告をさせていただきまして、その後協議事項といたしまして前回提案分「地方税の取扱いについて」以下5つの項目につきまして本日ご審議をいただくということになっております。更には、今回提案分といたしまして「地域自治組織等の取扱いについて」を含めまして4協議項目につきまして、本日新たにご提案をさせていただく予定となっております。

第4回目を数えることとなりましてこの協議会のボリュームと言いますか、大変盛りだくさんになってきている状況でございますし、そして今後のスケジュールを考えました時にそれぞれの協議会の間隔があまり開いていない状況の中で、委員の皆様には多大なるご苦勞をお掛けする事になるかというふうに思いますけれども、どうぞこの協議会の持つ重要性というものをご認識いただきまして更なるご協力をいただければ大変幸いに存ずる次第でございます。

改めまして、本日のご出席に心から感謝を申し上げまして、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

司会

続きまして、次第3「委員自己紹介」でございます。お名前をお呼びいたしますので、ご起立のうえ、一言、お言葉をお願いしたいと思います。市議会議長の交代に伴いまして、

新たに委員となられました熊本市議会議長、竹原孝昭様でございます。竹原様よろしくお願いいいたします。

竹原委員

おはようございます。12月に議長に就任いたしました竹原でございます。皆さんよろしくお願いたします。

司会

ありがとうございました。それでは、これより次第4「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により、「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願いたします。

会長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でありますけれども、先ほども申しあげましたように本日は全員のご出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、まずはご報告を申し上げます。

続きまして、会議録署名委員の指名を行わせていただきたいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「指名は議長が行う」ということになっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。本日は、熊本市側から中沢委員にお願したいと思っております、城南町側から大鳥委員にお願いたします。どうぞよろしくお願申し上げます。

それでは、議事の方に入らせていただきます。最初に「報告」でございます。この報告につきましては、議員専門部会における審議の経過報告でございます。それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

失礼して着席のままご説明させていただきます。

協議会資料の4頁をお願したいと思っております。2月17日に第3回の議員専門部会が開催されまして第2回の議員専門部会で提案いたしておりました「地域自治組織等の取扱い」については原案のとおり承認されております。その内容は、城南町の区域に合併特例区を設置するというもので、合併特例区の名称と設置期間のみをまずはご承認いただいたところでございます。この案件につきましては、今回提案という形で後ほど合併特例区の内容につきましては改めましてご説明させていただきたいと存じます。事務局からは以上でございます。

会長

ただ今事務局の方から説明がありました議員専門部会からの報告につきまして、内容につきましてには後ほど協議の中で改めて説明するというございでしたが、この報告の中で何かご質問等はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

(はい、との返答。)

会長

特にご質問が無いようでありますので報告につきましては終わらせていただきます。

続きまして「協議」に入らせていただきます。本日の協議でございしますが、協議会次第にありますように、前回提案をさせていただきました「地方税の取扱い」他4項目についてお諮りをいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、前回提案の項目につきましては、前回に個票を使いましてご説明をいたしておりますので、簡単な説明を行わせていただきましたのちに、承認についてのお諮りをしたいというふうに住じますのでご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、協議第9号「地方税の取扱いについて」につきましてのご審議をお願いいたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

協議会資料の9頁をお願いいたします。まず都市計画税でございすけれども、「都市計画区域の線引きが行われた場合において熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。なお「合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。」という経過措置を設けさせていただきます。なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤等の整備等に要する費用に充てる。」とさせていただきます。ここで前回この相当額につきましてどの程度かというご質問がありまして熊本市の例を参考にしますと9,000万円程度と申し上げておりましたけれども、実は、線引きが行われております益城町さんにおいて、すでに都市計画税を想定されております。町の形状から言いますとこちらの方を参考にした方がより精度の高い数字が出ようかと思っておりますので益城町の例を参考にいたしますと8,000万円弱程度がこの想定額にあたるものと思われま

す。次に2番の事業所税でございすが、事業所税も都市計画税と同じく「合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。」という経過措置を採らせていただきたいと存じます。これも都市計画税と同じく「城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。」とさせていただきます。ここで前回ご質問がございましたけれども、新市基本計画において、前倒しでこの財源を充当するのかというご質問がございましたけれども、その時にお答えいたしておりますとおり、新市基本計画において前倒しで充当をさ

せていただきます。

3番の法人市（町）民税につきましては、税率が違いますので前の2つと同じように「5年間は不均一課税とし、その後熊本市の税率とする。」とさせていただきます。

4番の個人市（町）民税につきましては、同率でございますので「熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。ただし、納期が違いますので「電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。」とさせていただきますと存じます。

10頁をお願いいたします。固定資産税でございますが、固定資産税についても一緒でございますので「熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。これも納期が違いますので「電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。」とさせていただきます。また、合併時に城南町の工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行どおりとする。」とさせていただきます。あと、評価方法につきましてはご質問がございましたので、後ほど担当課の方から参考資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

6番の入湯税につきましては、熊本市の制度の方が有利でございますので「熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。

それでは、資産税課お願いします。

会長

それでは、資産税課どうぞ。

事務局（熊本市 資産税課）

熊本市資産税課でございます。皆様方のお手元の方に参考資料を配ってあるかと思えます。その1頁「別紙1」でございます。路線価方式と状況類似方式のしくみの資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、1頁の路線価方式と状況類似方式でございますが、固定資産税の土地の評価を行う場合は、国が定める固定資産税評価基準に沿って評価しなければならないという規定がございます。この基準に基づきまして、もともとは市街地宅地評価法とその他の宅地評価法のいずれかによって評価するという基準の中で定まっているところでございます。この合併協議会の中で、その市街地宅地評価法を路線価方式、その他の宅地評価法を状況類似方式という形で表しているところでございます。なお、この路線価方式は、主に市街地的形態を形成する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等の家屋が備わっている地域に適用する評価方式でございます。外部に接する宅地の標準的な鑑定評価を用いて算定した評価によって路線価を付設し、この路線価に基づいて評価を求める方法でございます。また、状況類似方式でございますが、市街地宅地評価法によらない地域に適用する評価法ということで規定されております。宅地に接する道路の状況でございますとか家屋の密集度、その他の利用上の便を考慮して、状況が類似している地区内の標準的な宅地の区画をもと

に評価を行う方法でございます。それぞれの評価方法は、市町村の宅地の状況に応じて地区ごとに採用することから一つの市町村において路線価方式、状況類似方式この二つの評価方法が採用されても問題が無いということで規定されております。本市におきましては、この路線価方式ということで統一して評価を行っているところでございます。資料の下段に路線価方式と状況類似方式の評価の流れを表しております。どちらの方式をとりましても、まず標準的な宅地の選定をするところまで一緒でございます。それが路線価方式につきましては、街路に路線価を付設する事によって各筆の評価を行うものでございます。次に状況類似方式につきましては、標準的な宅地の評価額をもとに各筆を評価するものでございます。

次に資料の2頁をお願いいたします。この資料に参考例といたしまして路線価方式と状況類似方式の一般的な評価方法を表しております。路線価方式は、標準宅地を評価して評価額を算出し主要街路に路線価を付設させ、その主要な路線価をもとに各路線価を付設し、その路線価によってA地点でございますとかB地点の評価を算定するものでございます。また状況類似方式は、状況が類似しております地区内の標準地を鑑定評価いたしましてその評価額をもとにA地点やB地点の宅地の状況を考慮しながら評価するものでございます。どちらの方法で評価いたしましても基本的な評価方法については異なるものではないということでここで改めて申し上げておきます。以上でございます。

会長

只今事務局から説明並びに資産税課からの補足説明も終わったところでございますけれども、協議第9号の説明は終わりましたが、協議第9号につきましてご質問、ご意見等ありますればお願いいたします。

それでは、岩下委員さんどうぞ。

岩下委員

この「合併の年度及びその後5年度」ということは、合併の年度プラスその後5年度ということで解釈していいのですか？最初の合併の年から5年間なんでしょう？

会長

どうぞ、事務局から。

事務局

例えば、合併した年度が残り少ないということがよくありますのでそれプラス5年ということでございます。

岩下委員

はい、わかりました。

会長

他何かありますでしょうか？

それでは無いようでございますので協議第9号につきましては原案のとおり承認ということではよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

ありがとうございます。それでは協議第9号「地方税の取扱いについて」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第17号「企画財政関係事業について（その1）」につきましてご審議をお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

協議会資料の21頁をお願いいたします。「企画財政関係事業について（その1）」でございますが、まず慣行の取扱いにつきましては、「市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。なお、現在の城南町の名誉町民は、「名誉市民として引き続き顕彰していく。」とさせていただきます。

次に「税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。」とさせていただきますと思います。

3番のコンビニエンスストアでの市税収納につきましては、熊本市独自の制度でございますので「新市の事業として継続する。」とさせていただきます。

4番「所得税及び住民税の申告・相談については、熊本市の例に統一する。」とさせていただきますが、これは前回質問等が大変多ございましたので、これも改めて市民税課から資料に基づきご説明させていただきます。

5番の軽自動車につきましては、「標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。」とさせていただきます。

それでは市民税課をお願いいたします。

会長

はい、どうぞ。

事務局（市民税課）

市民税課でございます。参考資料の5頁をお願いいたします。前回、城南町さんでシステム化されています課税支援システムを導入できないのかということでございました。まず5頁の上段でございますが、現在の城南町さんが課税支援システムをどのように運営をされているかということでございます。左上の欄にありますように、町の方に提出する課税資料、これを具体的に言いますと給与支払報告書10,227件、それから年金関係の資料7,098件提出されます。これらを個人を特定しデータ化されます。それから右上に書いてありますように、町自体が保有しております国民健康保険や介護保険などの公的保険料もデータ化されます。それから右横にありますように、例えば去年の申告された内容あたりもデータ化されていると。このような状態で確定申告、もしくは町民税の申告をされる2月15日からでございますけれども、それまでにデータ化、入力化が終わっております。その状態で申告される方が当然必要な書類を持っておいでいただくわけでございますけれども、その内容を入力してデータを取り込み、同時に申告書をプリントアウトしてお渡ししていくという流れになっております。こういった事前のデータ処理がなされているというのはなぜかと言いますと、課税資料関係を例えば給与関係を2か所以上から貰われれば確定申告する必要がございます。片一方だけをお持ちになった時にもう1件漏れていますよというようなものが例えば給与支払報告書とか事前に入力されておりますのでわかるわけでございます。年金についても同様でございます。ですから申告書を作る際に、町が保有しているいろんなデータを入力されておまして、それでチェックしながら後日の修正申告が発生しないようにという視点でシステム化されているということでございます。単に入力してプリントアウトするだけのシステムではないということでございます。

それで下の段でございます。現在の熊本市のシステムですが、当然今言った城南町さんの課税支援システムはございません。給与支払報告書409,439件、年金報告書198,529件、確定申告、市申告でございますけれども137,963件。このようなデータを入力し最終的に課税額を決定しているという流れのシステムになっております。

それでは、次頁の6頁をお願いいたします。今申し上げたとおり、システムの的に熊本市の課税システムに城南町さんの課税支援システム同等の物をシステムの的に導入するという事は当然時間と経費をかければ可能でございます。ただ、今からご説明いたしますが、修正申告が発生しないようにという目的の条件を満たすことは出来ませんので、今運用されているとおりの運用は困難ということになります。それで6頁でございますけれども、これは熊本市と城南町の資料の作業期間の比較でございます。先ほども述べましたけれども、城南町さんの給与支払報告書10,227件、年金資料7,098件を申告受付開始の2月15日まで入力を完了されております。一方、熊本市では給与支払報告書409,439件、年金報告書198,529件の入力を通年ペースで行くと3月18日頃までかけて入力を終える状況でございます。これが合併後となりますと、熊本市と城南町を足し合わせた給与支払報告書419,666件、年金報告書205,627件を3月18日頃まで

に熊本市としては終える必要があります。ただ、逆に言いますと2月15日までに入力を終えろと言われても完璧に不可能な状況でございます。また、城南分、分離事務処理は出来ないのかというお尋ねがあるかと思えますけれども、例えばこれは紙で報告が上がってきますけれども、給与支払報告書419,666件の中から手作業で城南町さんの分10,227件を分別するという作業が加わるということでございますので、これは熊本市の課税日程から言って対応は不可能という状況でございます。結論から言いますと、これらのことから城南町の課税支援システムを導入したとしても、城南町で運用されているように運用する事は困難であるということでございます。

それから7頁でございます。これは、城南町さんと熊本市の確定申告と市県民税の申告数を記載しております。熊本市の確定申告に対する考え方と対応といたしましては、税務署が市内中心部に確定申告センターを設置されますことから基本的には確定申告センターをご案内し、市県民税の申告受付と合わせて、巡回する市民センターでも受付と対応を行っております。結果として、熊本市における確定申告の約97%、102,776件は確定申告センターで受付、もしくは税務署への郵送、もしくは電子申告など直接税務署への提出でございます。熊本市受付分としては、約3%、2,733件となっております。また税務署におきましても自書申告を前提に手書き申告をされる方、申告作成ソフトで作成を希望される方に対して記帳指導や端末操作の指導など申告書の作成をサポートする対応をされております。今後は電子申告を奨励し将来的には50%の普及を目指して、手書きによる申告作成をされる方に確定申告ソフトを使っての作成を勧めたり、確定申告ソフトを使って申告をされた方に電子申告を勧めるなどの対応を進めておられます。このように熊本市における確定申告においては、申告書は自分で作る自書申告が前提となっております。税務署、市、申告者であります市民の共通認識となっております。このような状況下で今までの確定申告に対する考え、方針を変えて確定申告の作成は市が行いますという対応は市としては取れないと考えております。仮にでございますが、確定申告作成のサービスを行うとした場合、城南町さんの確定申告が2,899件ございますけれども、結果として課税支援システムに対応されているのが1,412件、約半々でございます。半分の方は自書申告されているということでございます。ですから、熊本市においても半分ぐらいをこの作成支援を受けるとみなしますと、結論からすると今城南町さんの1,487件を受け、それから市県民税の申告923件を課税支援システムで職員8名、端末8台で22日間に対応されていると。この確定申告の約半分プラス熊本市分の市県民税32,454件を想定しますと200数十台の台数と同数の職員を22日間配置するということが必要になってくるということが想定されます。そのような諸々のことから熊本市の方で課税支援システムで申告書を作成するというサービスにつきましては、導入は難しいというふうに考えております。以上でございます。

会長

只今、協議第17号につきまして事務局からと市民税課からのご説明が終わったところでございます。協議第17号につきまして何かご意見、ご質問等ありますればお願いをいたします。

それでは、松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

今の説明で城南町と熊本市が合併した時に電子システムの難しいと、手作業にしても難しい問題があるという説明をおっしゃいました。それでよくわかったんですけども、前回私が最後の時に熊本県から約6億円を町村合併に使いたいという話がありました。それについてどうお使いですかという質問をしていたのですが、この電算システムにほとんど使いたいというご答弁がございました。今の説明の中に電子申告を考えていくということで将来的には電子申告を可能にしていくということで理解していいのでしょうか？

会長

担当課の方からお願いします。

事務局（市民税課）

市民税課です。電子申告につきましては、要するに、国税の方で進められているものでございまして簡単に言いますと、事前の手続きがいろいろありますが、自宅に居ながらにして電子で確定申告書を送付するというものでございます。ですから、今行政でやります確定申告センターでも送るということは出来ませんので、その辺で具体的に言いますと、先ほど言いましたように段階を踏んで手書きで申告をされる方は端末入力でソフトを使って作ってみませんか。端末のソフトを使って作られようとする方に来年から電子申告されませんかというような形で説明しながらそういった形でご案内しているということでございまして、例えば城南町役場に申告受付の場所にパソコンを置いて電子申告をどうぞというようなことは考えておりません。

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

補足説明させていただきます。前回6億円のお話がありましたけれども、その時にもお答えしましたように、今県の方では合併1市町村に対して2億円の補助金を交付されておりまして、それが今熊本市は3つの町と合併協議を進めておりますのでこれが全部成立すれば3×2の6億円ということで県の方は予算の計上をされておられます。従いまして、

熊本市と城南町が仮に合併成立しますと、その合併に要する経費に必要な経費は2億円ということになります。ただ、富合の例を見ますと電算システムの統合というのはものすごくお金がかかります。10億円以上かかっています。税システムだけではございません。戸籍も住民票もシステムが統一しなければなりませんから、このような経費にその2億円は充当する事になろうかと思えます。以上でございます。

会長

いかがでございましょうか？

松岡委員

今の説明で税申告については個人のスタンスでやるしかないということでそういうことで進めたいということですか？

会長

どうぞ。

事務局（市民税課）

ご質問の電子申告を進める考えはあるかというふうに聞いたんですが。

事務局

今ルールをご説明しましたが、基本的には様々な問題を含めまして、熊本市と合併していただいた場合は、可能な限りで今までの体制でいきますと、ご指導という形もおかしいですけれども、お手伝いはいたしますが、自動的にコンピュータを使って申告書が出来るというようなサービスというのは、なかなか困難であるというお答えです。基本的には今のご説明で言いますと入力期間の問題、280名ぐらい必要という問題です。そこまでは熊本市としては対応が出来ないという問題でございます。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ他に何かありますれば。

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

富合の方ではすでに確定申告が始まっていると思うんですけれども、今の現在の状況の報告はされるということだったんですけれども、どうですか？

会長

では、富合町さんの状況の報告についてお願いします。

事務局（市民税課）

市民税課でございます。前回事務局の方から富合町で申告が始まっているので報告出来ると思いますということでしたが、確定申告の富合町の申告が2月27日から3月16日までということ。ただ、市県民税関係の申告を先行しまして2月20日に既に行っております。これは、熊本市と市民センターで対応している同様の内容で対応させていただいております。基本的に市県民税の申告でございますので、要するに確定申告が必要でない方が対象になります。自書申告というような形で対応させていただきました。それで前回どなたか、「ご高齢で書けない人にも書かせるのか」というご発言があったと思います。それは補足しますと、熊本市の方も確定申告を含めて受付をしております。ただ、実際にご高齢で字が書けないという方もたまにはいらっしゃいます。そういう方々に対しては自書申告がお約束でございますので、逆にこちらの方で書きますけれどもいいですかというようなご了解をいただいて対応する形を実際にとっておりますので、その辺を加えてご説明しておいた方がいいかなと思ひまして。

会長

いかがでございましょうか、岩下委員さん。

岩下委員

それであれば今現在の状況ははっきりわからないということですか？

会長

はい、どうぞ。

事務局（市民税課）

市県民税の方は何も混乱も無く終わりました。確定申告の方については、27日からでございますのでどのような状況になるのか報告がちょっとですね。申し訳ございません。

岩下委員

はい、わかりました。

会長

他に何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。

特にございませんでしょうか？

(なし、との返答。)

会長

それでは他にご意見、ご質問等無いようでありますので、協議第17号につきましても原案のとおり承認ということによろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第17号「企画財政関係事業について(その1)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第18号「市民生活関係事業について(その1)」につきましてのご審議をお願いしたいと思います。それでは、事務局からの説明をお願いします。どうぞ。

事務局

協議会資料の31頁をお願いいたします。1番の町名・字名でございますが、これは現行の城南町の大字名から「大字」の文字を削除し、「熊本市城南町●●」というふうにさせていただきます。

次に2番の交通安全協会ですけれども、恐れ入りますが、これは修正提案をさせていただきます。43頁をお願いいたします。前回十分な説明がなく、いろいろなお質問等がございましたので、ここで改めましてご説明申し上げたいと思います。まず、熊本市の交通安全協会の各校区の支部につきましては、ここに記載してありますように地区の交通安全協会からの交付金と、熊本市の村田委員さんからもご説明ありましたように、町内自治会からの助成金が基本で運営をされております。一方、城南町におかれましては、この交通安全協会の宇城支部からの交付金と町からの補助金で運営をされております。交通安全協会につきましては、富合の例を見ますと南署管轄という形になっております。このところは現在不透明でございます。南署管轄では、安全協会から各支部への交付金が14万円よりも多く出るのはないだろうかというのが想定されます。従いまして自治会が組織されますまでの5年間は現行の活動費用を維持するための助成を行うと。額がはっきりわかりませんものですから、今の活動費から南署管轄になった場合、南署からくる交付金を除いた額を補助金として交付するという経過措置をとらせていただけたらと思います。その後は自治会組織等が出来ますので「熊本市の例により統一する。」という調整方針に変更をさせていただけたらと思っております。

31頁にお戻りいただきたいと思います。3番「交通傷害保険については、熊本市の事業終了に伴い廃止する。」というふうにさせていただきたいと思います。

4番は、交通指導員の報酬と社会教育関係団体(フレンドシップクラブ)への補助金で

ございますが、これにつきましては「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。

5番「地域公民館（社会教育施設）への補助金については、熊本市の例に統一する。」とさせていただきますと思います。

6番「社会教育関係団体（地域婦人会連絡協議会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。」とさせていただきますと思います。

7番が32頁でございます。「地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。」とさせていただきます。

8番につきましても修正の提案をさせていただきます。「自衛隊父兄会補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。」というふうに修正をさせていただきます。なお、市民生活関係で、前回ボランティア関係のご質問がございまして、熊本市のボランティア活動、あるいは地域支援事業をご紹介する機会がございませんでしたので、参考資料の9頁から32頁まで記載をさせていただきます。非常に多ございますので後ほどご覧いただきたいと思いますが、熊本市のまちづくり支援メニューは8項目84事業にわたります。前回も申し上げましたように熊本市のまちづくりはボランティアの皆様によって支えられていると言っても過言ではないかと思います。それで必要に応じ補助金でございますとか報酬等を支払わせていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

会長

只今説明がありました協議第18号につきまして、何かご意見、ご質問等あれば伺って参りますが、いかがでしょうか？

東家委員さん、どうぞ。

東家委員

43頁の交通安全協会にかかる調整方針を変えていただきましてありがとうございます。ちょっと確認をしておきたいと思いましたが、5年間の活動費を維持するための助成とは今支部の方で町の方から助成を受けている補助金を、合併後5年間はそのまま続けるということですか？

会長

それでは事務局の方からお願いします。

事務局

先ほど申し上げましたが、下の方に交通安全協会から各支部への交付金がございます。

これが今は14万円になっています。これが南署管轄になった場合にいくらになるかが今のところ判明いたしておりません。変わる可能性もございます。そのままの場合もございます。もしそのままであったら今町が補助を出しておられる金額どおりとなるということになります、5年間はですね。もし管轄がそのままだったらの場合。ただ南署になって16万とか18万というものが各支部に支給されるようになると、その分は減額させていただいて、現在各支部に行っているお金を保証させていただくというそういうシステムでございます。よろしいでしょうか。今の金額はとにかく5年間はおかせていただきたいということでございます。

会長

いかがでしょうか？

東家委員

では、交通安全協会の話し合いによるわけですね？額だけ合わせるということですか。

事務局

システムが各支部の交通安全協会には今は宇城の交通安全協会からのお金と町からの補助金の両方で活動されておられます。町からの補助金と宇城から来ているものが例えば南署管轄になった場合に、宇城から来ている交通安全協会の分が変わる可能性があります。ここまではよろしいでしょうか？例えば14万と28万円ですね、42万円各支部で受け取っておられます。これが例えば南署管轄になった場合にも42万円は確保させていただくということでございます。変わりませんということでございます。

東家委員

上がることはないということですね？

事務局

はい。

東家委員

はい、わかりました。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ他にご意見、ご質問等あればお願いいたします。

それでは大塚委員さんどうぞ。

大島委員

この5番目に「地域公民館への補助金について、熊本市の例に統一する。」ということでございますけれども、城南町が合併した場合は、大字を取って今の行政区というふうになっておりますけれども、私の住んでいるところは城南町大字藤山というところで、ここには藤山、南藤山、尾窪と3つの行政区があるわけですよ。そういう場合、地域公民館というところとそういうのを認めてもらえるのか？そういうところが今の行政区にするには、相当費用がかかるということで、他にも坂野あたりも平野と坂本と行政区が2つあるわけです。今は大字坂野ということで、平野と坂本という2つの行政区があるわけですよ。そういうところで城南町は1丁目とか2丁目とか合わないし、その地域公民館というのはどのように今後なっていくのかということをお聞きしたいと思います。

会長

今のお尋ねについては担当課の方からお願いいたします。

事務局（地域づくり推進課）

地域づくり推進課でございます。只今のご質問の公民館建設の件かと思っておりますけれども、これは町内自治会に移行しました場合に、町内自治会と公民館の建設は必ず一致して1町内に1公民館ということが基本になるというところまでは行っていないと思います。現在熊本市の中でも、平成3年に合併しました4町の中でも1町内に2つ公民館があるというところもございます。基本的に自治会組織と公民館組織と一体化ということになりますと、必ずしも一体化していないということもございますので、公民館活動と自治会活動のエリアは一本化しないと。基本的に、いくつかということになりますと、その行政区の中で公民館活動のエリアとして、これまで歴史、そういったものを踏まえながら状況を見て建設の方もあたりたいと思っております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ他にご意見、ご質問等あればお願いいたします。

他はございませんでしょうか？

(なし、との返答。)

会長

それでは他ご意見等無いようでございますので協議第18号につきましても原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第18号「市民生活関係事業について（その1）」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第20号「子ども未来関係事業について（その1）」についてのご審議をお願いいたします。それでは事務局からお願いします。

事務局

51頁をお願いいたします。「子ども未来関係事業について（その1）」につきましては、2点につきまして修正提案をさせていただきます。まず、1番が修正提案でございます。前回は乳幼児健診につきましては「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」とさせていただいておりましたが、前回、担当課長がご説明いたしましたとおり「乳幼児健診については5年間現行のとおり継続する。その間、新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。」という表現に替えさせていただいております。

2番の組織育成（母子保健）につきましては、「熊本市の例に統一する。ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。」とさせていただいております。

3番は、「熊本市の例に統一する。」事業でございまして歯科保健推進事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、保育所特別保育事業、社会教育関係団体への補助金、青少年育成会議、青少年健全育成事業でございます。

4番は、保育所特別保育事業と公立幼稚園保育料等につきましては「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。前回の提案の中からこの「地域子育て支援センター事業については、5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。」というふうに修正をさせていただいております。なお、幼稚園の保育料等につきましては、参考資料を付けておりますので後ほどご覧いただけたらというふうに考えております。

52頁をお願いいたします。「母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。また「現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引続き補助対象団体とする。」とさせていただきます。

「児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。」と。若干ではございますが、熊本市の補助金の方が高いのでそのような調整方針をとらせていただいております。以上でございます。

会長

只今協議第20号につきまして説明が終わりました。何のご意見、ご質問があれば伺っ

てまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、八幡副会長さんお願いいたします。

副会長

52頁の7番につきましては、PTA関係はこれで良かったのでしょうか？

会長

では、城南町の事務局の方からお願いします。

事務局（城南町）

町内のことで失礼いたします。この児童育成クラブ管理運営事業につきましては、健康福祉課の方で所管いたしております。従いまして原課におきましては、関係機関との調整を行っております。なお、PTA組織との意見等につきましては、町の検討委員会の中で組織代表の方が入っておられまして、原案のとおり異議ない旨で意見をいただいております。以上です。

会長

どうぞ。

副会長

すみません。その後に聞いたら異議があるということで、PTAの方が言いそこなったということで、言っておいてくださいと私は言っておいたのですけれども。

会長

東家委員さん、どうぞ。

東家委員

その意見に関しましては、私もPTAの方からいろいろとお願いされてきました。すみません。今私立の保育園の方で放課後の預かりをされているんです。町からどうしてもということをお願いをして受けてもらったんですけれども、学校から保育所までの道のりとか親が迎えに行くのにちょっと不便だったりして将来的には学校の中で預かりをしていただいたらとても安心ですということで、熊本市が全部各小学校でやっておられるので、保育所にはなかなかお世話になってお願いしているので言いにくいところもあるんですけれども、将来的にでも良いですからそういうことでのお願いでした。

会長

児童育成クラブについてのご要望ということですが、お願いします。

事務局（青少年育成課）

青少年育成課でございます。今、保育園での児童育成クラブを運営されていると。これは、昨年富合町と合併しまして富合の方も保育園の方でやっていると、城南の方も保育園の方でやっていると。そのまま引き継ぐという形で現在取り組みをやっておりますけれども、熊本市の場合は、先ほど申し上げましたように児童育成クラブは学校の中に併設しているというような状況でございます。これは今後の検討課題と思います。このまま継続をしながら今後こういった方向に持って行くかという今後の検討課題になってくると思います。よろしくをお願いします。

会長

どうぞ、舛田委員さん。

舛田委員

今の児童育成クラブの件ですけれども、城南町の場合は、始まりが保育所で児童育成クラブ委託事業ということでお願いしたという経緯がございます。今、保育所で子ども達が学校から保育所まで行ってそこで保育が行われております。熊本市の場合は、ほとんどが学校内に別棟ができて、そこで児童育成クラブが運営されているという現状でございます。この件については、健康福祉課の課長とも相談いたしまして、今までの委託事業というものをもう一度見直して、保護者の意見の要望があればその要望に沿うようにということで今検討しております。例えば、49頁に「地域コミュニティセンター運営建設事業」というのがここに入っているわけでございます。学校の敷地内に新しく児童育成クラブの建物を単独で建てるというのも一つの案でございますけれども、ここに児童育成クラブを地域コミュニティセンターの中にできることも可能ということで、このことも考えながら今後検討しながら健康福祉課、PTA等意見をいろいろと聞きながら検討していきたいと今のところ考えているところでございます。以上です。

会長

では、事務局の方から。

事務局

そういうご意見があるということを記録させていただきまして、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

会長

ようございますか？

戸内委員さん、どうぞ。

戸内委員

これは要望ですけれども、51頁の「新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。」というふうになっておりますけれども、先般、宮崎県のある市が、私共城南町のこの5歳児検診について大変優れているということで研修に来られたんです。1週間ほど前です。ですから是非再編を図るということではなくて、実施するという形で是非検討をお願いしたいというそういう要望をさせていただきます。

会長

5歳児検診の必要性については、前回も担当課の方から考えを述べさせていただいたところがございますので改めて要望ということで戸内委員さんの方からご提案があったということで承らせていただきたいと思いますというふうに存じます。

どうぞ他にご意見、ご質問等ありますればお願いします。

八幡副会長さん、どうぞ。

副会長

先ほどの学童保育の件ですが、だいたいご理解いただいたと思いますが、ただ今の要望ということであれば大変弱いような気がします。熊本市の方式を宇城市でも松橋でもやっておられます。実は、城南町でも多くの保護者はそれを当初から望んでおられましたし、今も聞くところによりますとその想いは強いようです。いろいろ事情があつて、学校で城南町ではできなかったわけで、それを保育園に無理にお願いをして今やっただいている経緯がございます。そういうことがありますので、その人員の都合がありましてその立場ということは相手さんにもご迷惑をかけてはいけないので、少なくとも3年後か5年後か。将来的にはやはり熊本市の方式を城南町の保護者がしっかり望んでいるということで、そういう方向で是非考えていただきたいと。何人かのPTAの幹部の方の意見も聞きしましたが、みんなそういうご意見で今日はその関係の方が来ておられませんし、しっかり言っておかれた方がいいですよと言いましたが、あまりその話が事務局にも伝わっていないようですから私も気になって今日は発言したところがございます。要望でなくてこれはなんとか少し修正は出来ませんか？

会長

それでは事務局の方からどうぞ。

事務局

私共としては、町の方が保育園に頼まれて行っておられる事業であるということで簡単に言えば遠慮しております、はっきり申し上げれば。この協議会の中で確定的なことを書くということになりますとその保育園の方々に対していかななものかという想いを持っております。PTAの方々の意見は当然わかります。これにつきましては、もし話し合いが
ついているのであればある程度前向きの事は書けると思いますが、現段階ではまだそのようなお話は聞いておりませんので、なかなかはっきりとした確定的なことを記入することは困難かなと思っております。ただ、そういうご希望がお子様をお預けになるPTAの方がそういうご希望であるということであれば、現在からでもそういう話し合いを進められて、合併後にある程度そういう方向でうちの方でも検討させていただくという方法でさせていただけたらと思います。

会長

いかがでございましょうか。

副会長

将来的にはそういう方向でということ。

会長

是非城南町さんの方でまずはしっかりと方向性というものを協議していただいてそれを私共としては受け継いでいくというのが基本だろうというふうに思います。ということでよろございますか？

副会長

はい。

会長

どうぞ他に何かご意見、ご質問あればお願いいたします。他ありませんでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは他無いようでございますので、協議第20号につきましても原案のとおり承認ということよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第20号「子ども未来関係事業について（その1）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第23号「都市建設関係事業について（その1）」についてのご審議をお願いします。それでは事務局の方からお願いします。

事務局

協議会資料73頁をお願いいたします。都市建設関係事業の1番でございますが、「熊本市の例に統一する。」地方バス（補助金等）、里道の整備でございます。

2番で「都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。」とさせていただきます。

この地方バスと集落内開発制度につきましては、担当課の方より説明をさせていただきます。

会長

それでは担当課の方からお願いします。

事務局（交通計画課）

交通計画課でございます。よろしく申し上げます。参考資料の39頁をお開きいただきたいと思っております。この表は、平成19年度のバス補助の実績額の表でございます。バス補助につきましては、2種類ございまして1つは国からの補助、これに県、市で協調して出している補助が1つ。もう1つが市町村からの補助に対して県の方から協調補助をいただいているもの、この2種類でございます。資料の真ん中の欄を見ていただきますと、こちらの真ん中の欄が国補助にかかるものでございます。こちらについては、城南町につきましても熊本市につきましても制度は同じでございます。対象路線が2系統、城南町さんの補助額48万4千円、国・県からの補助額732万5千円。熊本市も同額でございます。違いますのがその上の欄市町村からの補助でございますけれども、平成19年度城南町さんにおいては、いわゆる系統ごとの赤字が出た場合にその満額の補助をされております。額でございますが、9系統数の城南町の補助額が350万、うち県費が56万という形になっております。これに対しまして熊本市の場合は、補助に上限額を設けております。その上限額を適用いたしますと熊本市の場合、同じ9系統に対しまして補助額が233万6千円、うち県費が56万円。城南町さんと比べますと熊本市の方が116万4千円少ないという形になります。従いまして合計下の欄にございますが、補助対象系統が11系統に対しまして城南町さんは398万4千円、熊本市は同じ11系統で282万円という形になります。以上でございます。

会長

都市計画の方からお願いいたします。

事務局（都市計画課）

都市計画課でございます。参考資料の37頁をお願いいたします。ここに市街化調整区域の開発制度のイメージということで図を付けさせていただいております。図の左側ですが、非線引きの都市計画区域ということで、今の城南町さんの都市計画区域が非線引きの都市計画区域ということでございます。その中で左上の方に用途地域の指定ということで非線引きではございますが、用途地域を指定している区域がございまして、それ以外の部分が用途地域無指定の区域ということでその無指定の区域のところでは農振法に基づきます農用地区域と農用地区域外、いわゆる白地の部分があるということで、図の中では黄色の部分がイメージ的には農用地区域と。集落と緑がある部分は白地の部分というふうなイメージで書いております。この中で用途の無指定のところでも道路沿いで物販店とかドライブイン、ガソリンスタンドとかというのが現在でも建てられる状況でありまして、集落と言いますか、既存の集落のところ、あるいはその外につきましてもアパートの新築とか、あるいは建物の新築が現在では出来るというような状況の都市計画が、今の城南町さんの都市計画区域でございます。それから右側の方でございますが、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行った、区域区分を行った時の都市計画のイメージでございまして、左上の方に市街化区域と赤で線を引いている部分がありますが、それ以外の部分が市街化調整区域というイメージでございまして農用地区域黄色の部分と緑での白地の部分という部分は変わりませんが、この真ん中から下の部分が集落の部分に青い線を周辺に入れておりますけれども、この青い線で囲む部分が今熊本市の方でも検討しております集落内開発制度の区域というエリアのイメージを示しております。この集落内開発制度につきましては、市街化区域の線引きを行うと同時に集落のエリアを設定するということとなります。市街化調整区域は、基本的にはスプロールの防止の観点から開発できるものを限定しておりますが、集落内開発制度では、集落の活性化を目的としまして、条例で指定するその区域内で開発行為を行うことができるということで、その建築物の用途については周辺の環境保全上支障がないものを許可するという形になっております。その図の下の文章で囲みの中に入れておりますが、熊本市の方ではその制度内容について検討作業を進めているということで、ここに書かせていただいているのは、県の条例によります集落内開発制度の条件ということで、青で囲みました線の中の集落の中で建築物の用途としましては、住宅、長屋、それから日用品の物販店としまして店舗面積500㎡以内の商店、それから一番下に書いておりますけれども、ミニ開発、分譲住宅ですけれども、そのようなものも可能だというような開発の内容となっております。これはあくまでも県の方の条例内容ということでございまして、現在の城南町さんの都市計画区域が線引きされた場合に、集落内開発制度が入った時のイメージとして一応こういうような形で本日示させていただきました。以

上でございます。

会長

以上で協議第23号についての説明が終わりました。それでは、ご意見、ご質問等ありましたら伺ってまいります。いかがでございますか？

それでは、中島委員さんお願いいたします。

中島委員

今説明をいただいたところで覚えが悪くて申し訳ございません。前回、集落内開発制度の内容についてお伺いしましたけれども、今検討中ということでこういう資料がなくて提示できないんだとおっしゃってその一環として今わかりやすく出してこられたんだと思いますけれども、熊本市では条例を制定していないということですが、これはいつ頃に出来上がるものか。まずそれをお伺いしたい。何故かと言いますと、今城南町は御存知のとおり、合併について敏感になっておまして、やっぱりこの土地について非常に気になっている方がいらっしゃるものですから敏感なんです。だから、県のはあったけれどもそれに対して市として条例を作るならばいつごろ作ってもらえるのか。早く出してもらいたいという気持ちがあってこの前も質問しました。

それが聞きたいことで、承認をするという段階になってくるともう1つ聞きたいのが、現在城南町ではここに書いてありますように、アパートも作っていいということで、今アパートが出来ています。従って政令市になってくるといろんなものがあって、アパートを作るのがなかなか難しいと。だけどこの集落内開発制度ならミニ開発は出来るということですから一応ホッとにはしているのですが、アパートにしても小さかったり大きかったりしてミニというわけにはいかないでしょうし、やっぱり今城南町でやっているアパート建設、これも熊本市と合併した場合でも、是非市長さんをお願いしたいのですが、やっぱり急に変わるとなかなか調整がうまくいなくて、我々中に立つ者としては困っているんですが、アパートの建設というのは、引き続き認めてもらえるような形で提案したいんですが、駄目なものですか？

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

まずこれは市長が決めることができないのです。これは都市計画のことでございますので、都市計画審議会というところがございまして、それから条例でございまして、当然議会の方の議決も頂かなければならないということございまして、この場で確定的に決めることはシステムとして出来ませんので、そこのところはご理解いただきたいと思っております。

ただ、この合併協議の中でアパートの話が出ているということは十分にわかっております。ですから私共といたしてはそういうご意見があるということ踏まえながら当然事務方としても今後議論していくと思います。

それからさっきのお尋ねですが、平成21年度というふうに伺っておりますので平成21年度中に出来たらその条例はスタートして、例えば合併後政令市になるまでしばらくはあるんですが、準備だけはしておくということで作業を進めているということで、城南町からアパートの要望があるということは十分理解いたしておりますので、今日のところはそこまでということにさせていただけたらと思っております。

会長

いかがでしょうか？

中島委員

政令市になるまで時間があるとおっしゃったけれども、もう政令市になったところで土地は動く。ですから、何年あると言っても今度合併する時にはっきりしないと印鑑付かないという方もいるかもしれません。従って城南町は非常に緊迫しているものですから、市長さんに何とかありませんかというのは、そういう努力を考えていただけないでしょうかという要望でございまして、何も決めてくれと言っているわけではありません。そういうことを一つこちらの要望として十分汲んでいただきたいなど。法令どおりに行くとおっしゃれば別ですけれども、一つよろしくお願いします。

事務局

要望として承らせていただくというのはお約束できますので。

会長

どうぞ他に何かご意見、ご質問あれば伺ってまいります。

それでは、他無いようでありますれば協議第23号につきましても原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第23号「都市建設関係事業について(その1)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、「今回提案」の協議項目に入らせていただきます。今回の提案は、協議第8号から協議第24号までの4項目についてお諮りをさせていただきます。これまでどおり

今日は委員の皆様にご説明を行ったうえで、次回の第5回協議会で承認の是非をお諮りしたいというふうに存じます。

それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて」事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

協議会資料の81頁をお願いいたします。「地域自治組織等の取扱いについて」議員専門部会からご承認いただきましたとおり、「合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。名称は、城南町とする。設置期間は、合併の日から5年間とする。」という項目をご提案申し上げたいと思います。なお、この特例区で行います事業等を定めます規定等につきましても、事務レベルで詰めまして改めまして、議員専門部会にお諮りした上でご提案申し上げたいと思います。

それでは、合併特例区の内容を84頁85頁でご説明申し上げます。それぞれの頁の一番右端が合併特例区が行う事業でございます。ここに地域自治組織として4つの例を出ささせていただいておりますが、合併特例区が一番権限、財源が充実している制度でございます。

まず84頁の3行目でございますが、合併特例区は一部事務組合ですとか、広域連合と同じように特別地方公共団体でございまして、法人格を持っております。「合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。」とされております。当然この規約でございますので議会の議決、承認が必要でございますのと、知事の許可を受ける必要がございます。法でこの合併特例区を定めるためには、上限が設定されておまして上限5年となっております。これにつきまして上限いっぱい期間を議員専門部会ではご承認いただいたところでございます。また合併特例区には、特別職であります区長を置くと。この区長は、市町村長が選任いたします。任期は2年以内で再任を妨げないとなっております。またこの合併特例区の職員は、専任職員を置くことが出来ませず、市町村職員との併任という形になります。次に85頁の右の方をご覧いただきたいと思います。この合併特例区には、合併特例区協議会を置くと。いわゆる設置条件でございますが、法上はそのようになっております。前後いたしますが、この列の一番右下でございますが、市町村により措置された財源をもとに独自の予算を編成する事がこの合併特例区は出来ます。ただし、合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要ということで、まずはこの合併特例区協議会に諮って同意が必要ということでこの合併特例区協議会というものは、一定の権限を持った組織でございます。この協議会の委員につきましても市町村長が選任するというふうになっておまして任期は2年以内、再任は妨げないということになっております。

次の86頁以降に富合町の合併特例区の概要を記載させていただいております。旧富合

町さんも合併特例区を置くことで、法定協議会でご承認いただきまして現在記載のような事業をやっているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

会長

それでは、只今説明のありました協議第8号につきまして何かご意見、ご質問はありますでしょうか？

次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第20号「子ども未来関係事業について（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

協議会資料93頁をお願いいたします。「子ども未来関係事業について」は、乳幼児医療費助成と保育料についてご提案申し上げます。詳細については個票でご説明させていただきます。

まず、乳幼児医療でございますが96頁をお開きいただきたいと思います。熊本市と城南町の乳幼児医療制度は、対象者は一緒でございますが、熊本市には1ヵ月に500円という自己負担がございます。また支給の方法でございますが、城南町さんは償還払い、いわゆる立て替えて払って町役場で償還していただく償還払いをされておりますが、熊本市の場合は市内の医療機関で診療を受けた場合は、現物給付ということでお支払いただくなくていいと市の方が直接医療機関に支払うというシステムを取っております。なお、ここに記載しております①から④のケースについては、償還払いいわゆる立て替え払いをしていただいているところがございます。そこで調整方針でございますが、「自己負担に関する制度（自己負担なし）については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法については、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。」とさせていただきます。

続きまして98頁をお願いいたします。保育園の保育料の取扱いでございます。「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」という調整方針を書かせていただいております。99頁の保育料の基準表でご説明いたします。現在、熊本市でも城南町でも左端に書いてあります国基準よりもかなり低い額に保育料は設定されておりますが、それぞれに特徴がございます。所得が低い方につきましては熊本市の制度が有利でございます。一方、所得の高い方、こちらは城南町の制度が有利でございます。それと、城南

町の保育園に預けられていらっしゃる方の実際の人数を確認いたしましたところ若干ではございますが、所得階層の高い方の方が多かったということもございまして5年間はそれぞれの保育料基準を使い、その後熊本市の例により統一するという調整方針にさせていただいております。事務局からは以上でございます。

会長

只今説明のありました協議第20号について何かご意見、ご質問ありますでしょうか？
栄田委員さんお願いいたします。

栄田委員

2、3お伺いしたいのですが、私が質問したいのは96頁の「乳幼児医療費助成」の問題です。このことに関しましては、調整方針を見ますと「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法については、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。」となっておりますけれども、要は、具体的にこの方法を取り入れた時に城南町の就学前の子ども達が病気にかかったら5年間は今までのとおり無料で今払っている部分については償還払いが現物支給になってしまいますよということによろしいわけですよね？

それからもう2、3点ございますので合わせて質問しておきますけれども、この方法で行きますと、城南町の制度の方が住民にとって有利になるわけですが、仮に合併後に熊本市の方が城南町に移住した場合、その制度はすぐに受けられるのかどうかということ。

それから現在、城南町に住んでいる方が熊本市の病院を利用した場合はどうなるかということ。逆に、熊本市の方が城南町の病院を利用した場合はどうなるかということ。この点について質問したいと思います。よろしく申し上げます。

会長

1点は確認のお尋ねでその他2点ですね。熊本市あるいは城南地域を超えた時の対応ということでございますが、担当課の方からお願いします。

事務局（子育て支援課）

子育て支援課でございます。まず最初の償還払いと現物支給のお尋ねですが、これにつきましては、もちろん城南町の医療機関と熊本市と協議をさせていただきまして協定を結ぶということで、病院に行かれた方は窓口での負担がなくてその分につきましては、医療機関から直接私共の方に請求をしていただくと。まずは協定を結ぶ必要がございます。そういった形になります。もちろん2万1千円を超えますと高額医療費等の関係もございまずし、公的医療の負担、そちらからの補助といった物もございまずので2万1千円以上に

つきましては一旦窓口でお支払いいただきましてそういったものを引いた後、補助と、いわゆる償還払いをするということでございます。

それと2点目の転入、転出された場合の取扱いでございますが、合併の時点で現に城南町にお住まいの方でその後も引き続き城南町に居住をされる方はこの調整方針の対象になるということで私共としては考えておりますので、途中で転出をされる、また途中から転入をされる方には適応されないとそのように私共としては考えております。以上でございます。

会長

事務局から補足はありますか？

事務局

これは城南町地域においての特例ということではなくて、城南町に合併時点でお住まいの方々に対する特例というふうにお考えいただきたいということでございます。従いましてそれから転入転出されてこられた方は対象にならないし、城南町の病院であるとか市内の病院であるとかその病院がどこにあるのかという問題も関係ないというふうにご理解いただきたいと。その人に対する特例措置ということでございます。

会長

いかがでございましょうか？

栄田委員

ちょっと分かりにくかったんですけども、城南町の人が熊本市の病院を使用した場合には適応できないということですか？

事務局（子育て支援課）

適応されます。城南町に合併時点でお住まいの方で引き続き居住される方につきましては当然適応されるということです。

栄田委員

熊本市の病院を利用しても初診は無料ですと。償還払いはなくて現物支給ですよということですね？

事務局（子育て支援課）

はい、その制度として2つの制度が存続しますので、ひまわりカードという受給者証を2種類作るとかいろいろ問題がございますが、基本的には適応されるということでございます。

ます。

栄田委員

ひまわりカードを持っている熊本市の方は500円必要なんですよ。城南町の条例では500円必要ないんです。

事務局（子育て支援課）

ですから、違う種類のもをそのあたりは作らなくてはならないのです。

栄田委員

そうですね、ひまわりカードに代わるものをお作りになるということですね。

事務局（子育て支援）

そういった検討が必要だと思っております。

栄田委員

では、逆の場合はどうなんですか？今は城南町から熊本市ということですが、熊本市の方がもし城南町の病院にかかれる時は熊本市の500円という制度がそのまま適応されるということですね？

事務局（子育て支援課）

そういうことになります。

栄田委員

はい、わかりました。

会長

よろしいでしょうか？

他に何かありますればお願いいたします。他はございませんか？

（はい、との返答。）

会長

他無いようでありますので次の協議項目へ移らせていただきます。

続きまして、協議第23号「都市建設関係事業について（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の101頁をお願いいたします。「都市建設関係事業について」4項目をご提案させていただきます。1番は「市道の整備（幹線及び集落間道路）については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。」とさせていただきます。

2番は、「城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成23年度まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。」とさせていただきます。

3番は、「下水道計画については、合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進める。」とさせていただきます。

また「下水道使用料については、熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。

詳細につきましては、個票でご説明申し上げます。まず、104頁でございます。「市道の整備」につきましては、熊本市の場合はここに記載しております都市計画道路整備事業いわゆる街路事業、補助幹線整備、国の補助をもらって整備をする道路事業。その他電線共同溝等ここに記載のとおり事業等を行っております。城南町さんは右の欄でございますけれども、地方特定道路整備事業といたしまして、ここに平成17年度から平成19年度までの決算を挙げさせていただきますけれども、このような路線に取り組んでいられないです。調整方針といたしましては、城南町で整備中の路線は、熊本市の幹線道路整備プログラムに取り入れて引き継いで整備をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、105頁でございます。「土地区画整理事業」でございますが、城南町さんでは宮地地区で29.7haの土地区画整理を組合施行として平成10年度から平成24年度までの予定で取り組んでいられないです。ここに対します町単独の補助金がございますこれにつきましては事業の完了予定しております平成23年度まで。貸付金については、組合が解散を予定しております平成24年度まで、これを運用する経過措置を設定し、その後の取扱いについては事業の進捗状況を見ながら組合と協議するというふうにさせていただきます。

続きましては107頁をお願いいたします。「下水道計画」でございます。「合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進める。」とさせていただきます。現在の城南町さんの污水計画につきましては、右の欄3番でございますが、377haの整備を進めていられないですが、この事業が間もなく完了を迎えることから新たに145haの整備計画を持ち、これが平成21年度中には出来上がるというふうに聞いております。従いまして、合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進めるという調整方針にさせていただきます。

109頁をお願いいたします。「下水道使用料」でございます。中ほどよりちょっと上に20㎡使用量の場合の単価を比較させていただいております。熊本市の場合20㎡使用の場合、2,400円でございます。一方、城南町さんは同じ20㎡使用で、2,940円でございます。従いまして城南町さんにとっては熊本市の制度を採った方が有利にはたりますことから「熊本市の例に統一する。」させていただいております。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第23号につきまして、何かご質問、ご意見があれば伺ってまいります。いかがでしょうか？

それでは。前田委員さんお願いいたします。

前田委員

105頁の「土地区画整理事業」の調整方針で「その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。」となっておりますが、これは仮に平成23年度までに保留地の販売や事業が平成23年度までに完了できなかった場合や、貸付金の返済が平成24年度までに完済できないような状況となった場合には、組合と協議して対応していただけると理解してよろしいのでしょうか？具体的にはこの区画整理事業は、町の振興計画にも載っており、町の重要施策の一つとして認識されております。人的支援、技術的支援はもちろんのこと、多岐にわたり助成されております。城南町の顔として、また町の人口の増加の起爆剤として大いに期待されております。現在、町から交付されている組合に対する運営補助金は、保留地の販売が完了し、組合が解散できる状況となるまで継続していただけると理解していいのかお聞きしたいと思います。

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

まず城南町の区画整理事業が平成24年度までとなっております。従いましてまずは事業終了年度までの完了を目指していただきたいというのがこちらからの視点でございます。それから、万が一、ご質問のような状態になった場合には、組合と協議をさせていただくという趣旨でございますのでそのようにご理解いただきたいと思っております。

会長

他に何かご意見、ご質問は。

柴田委員さんどうぞお願いいたします。

栄田委員

107頁の下水道工事に関して質問させていただきます。下水道事業というのは城南町におきましても大変重要な課題でありまして、住民は早期に整備されることを非常に望んでおります。調整方針を見ますと、城南町の汚水計画が平成21年度以降に策定されるわけですが、この具体的な内容が私共も把握できておりませんのでお伺いしたい。特に、具体的な内容として先般現場を見に行っただけですが、豊田地区の山間部、尾窪とか南藤山地区の計画がどのようになっているのか。ここの住民の方はお風呂も二日に一回しか入れない状態だと言われております。排水が無いために。だからこういった計画がどうなっているのかということ。

それから、すでに農業用集落排水事業によって整備されている地区があります。塚原と藤山地区なんかですけれども、特にこの地区ではもう排水容量がいっぱいなんです。それで新たなお家の建設等をした場合は、加入が出来ないというふうに聞いておりますけれども、新市基本計画では新たにこの塚原地区にスマートインターチェンジを設置予定ということもありますから、スマートインターチェンジなんか出来れば当然開発は進むわけで、この地区にまた新たな人口が増えるということが可能ということで、その場合の対応はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。またその説明を受けました後、熊本市側としてこの計画の内容できちんと対応が出来ていけるのかどうかということの確認をしておきたいと思えます。

会長

ではまずは城南町さんの方から回答をお願いします。どうぞ。

事務局（城南町 下水道課）

城南町の下水道課でございます。汚水計画の具体的な内容ということですが、今もありませんように、平成21年度に汚水計画の見直しを考えておりまして、今の段階でその点をはっきり述べることは出来ませんが、平成16年度の見直し案で申しますと、現在、先ほどにもありましたように施工中の377haの下水道区域の残区域を今年度の最後の認可取得によりまして、数年で終了させまして、その後杉上地区と豊田の一部地区を公共下水道により年間約5億円の予算でいたしますと、だいたい平成35年には終了する予定というふうに現在取り組んでいるところでございます。それと、これが汚水計画の今の段階での考えということと、先ほど豊田地区の山間部の件を2点目に話されたかと思えますけれども、こちらの件につきましても平成16年の見直し案で見ますと、やはり集合処理で対応したいということになっておりまして、具体的な整備方法はございませんけれども、その整備方法は平成21年度の全体計画の見直しにより、私たちといたしましても検討しているところでございます。ただ、いずれの方法にいたしましてもこの基本的な考えといたしまして、負担金なり使用料の問題につきましても、城南町全て同じ料

金にしなければならないと考えております。私共の資料といたしましては、平成19年度の宇城管内を見ましても、美里さんが浄化槽の市町村整備型事業という物を取り組んでおられます。県下を見ましてもいくつかの市町村でこの事業を取り組んでおられます。どのような事業かと申しますと、合併浄化槽を市町村が設置をしていくというような事業でございましてこの事業を取り組んでいくのも一つの方法かなということで私たちの方が現在考えております。

それともう一点が塚原、藤山の農業集落排水事業のことだろうと思えますけれども、委員さんのご指摘のとおり、現在の塚原、藤山の農業集落排水事業につきましては現時点で新規加入は処理能力の観点から認めておりません。と言いますが、これは公共下水道と違いまして、いくつかの集落がまとまって一つの事業ということで農業サイドの事業でありまして、その人口の加入率というのが公共と違いまして、委員さんのご指摘のとおりその容量いっぱいになっているという状況であります。ただ住民の目からいたしますと、住宅の前にある下水道が繋がられないというのは非常に問題ということも考えておりまして、これを何とか公共下水道に繋がられないかなということも視野に入れて現在検討しているところでございます。

スマートインターのことも考えましても塚原、藤山の範囲は取り込むことは不可能ということで、あくまでもこれは処理能力の問題でいっぱいになっているというような状況でございまして、やはりそちらの問題になりますとスマートインターの計画と合わせて先ほども言いましたように塚原、藤山も、公共あたりとの接続等も検討すべきではないかなと考えているところでございます。具体的にはまだこのスマートインターでのどのような計画というのはまだありません。

会長

それでは熊本市側からということでお願いします。

事務局（熊本市 下水道総務課）

熊本市の下水道総務課でございます。私共といたしまして今具体的に委員が述べられました地区ごとの詳細はちょっと承知はいたしておりませんが、城南町の方で進められておられます本年度35haの国の認可ですとか、あるいは平成21年度に計画されております全体計画145haの追加変更、こういったものを私共の方できちんと引き継ぎまして着実に整備したいというふうに考えております。

会長

熊本市、城南町双方から答えていただきましたが、いかがでしょうか？よろしいでしょうか。

それでは、岩下委員どうぞ。

岩下委員

先ほど土地区画整備事業で前田委員からもご発言がありましたけれども、私もそのことに係わってきた者でございますけれども、今城南町に係わっている事業の中で最も大きい事業なんです。ところが、今現在の進捗状況を見ますと、必ずしも良くないです。組合の方とか関係者の方とか非常に頑張ってやっておられますけれども、その進捗状況は極めて良くないのではないかと認識しております。そういった中で、先ほど事務局の方から一応協議をしてやっていくということではいただいているのですけれども、あと一つここにはっきり対応しますとか積極的な言葉を入れてほしいと思っているのですけれども、協議をただけであとは何もなかったというは無いと思いますけれども、その辺を心配しているんですよ。ですから、あと一言ちょっと強いメッセージを入れていただければと思っております。これは失敗しますと組合さんにも非常に迷惑をかけることにもなりますし、是非成功させたいと思っておりますので積極的な言葉をいただきたいと思っております。

会長

それでは担当課の方からお願いいたします。

事務局（都心活性推進課）

都心活性推進課でございます。今委員のご指摘のとおり城南町の土地区画整備事業につきましては町の振興計画の柱に充てられている非常に町として大事な事業だということは私共も十分認識をしているところでございます。委員のご指摘のとおり、平成24年度で終了というような形で進んでいるのですが、なかなかその辺もうまくいっていないという現状についても城南町さんからお聞きをしております。そういう意味で先ほど前田委員の方からは解散まで運営補助金があるまま継続できないかということで、事務局としてはその手法も含めまして早期解散に向けて何がベストかということその時点でしっかり図らないとダラダラと何年も補助金をつむというわけにもいきませんので、その一つの手法として補助金の継続というものあるかと思いますが、まずその時点で今の事業計画や、組合等協議しながら早期解散に向けて最良の方策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

会長

いかがでしょうか。

岩下委員

この調整方針にもうちょっと強いメッセージというか、そういうことはできないですね？

事務局（都心活性推進課）

もう一度検討をさせていただきます。

岩下委員

是非とも前向きな検討をお願いします。

会長

岩下委員さんからご提案がございましたのでその点は踏まえて再度作業部会の方で検討しまして次回に臨ませていただきたいというふうに思います。

他に何かご意見、ご質問等ございますか？

副会長

先ほどの岩下委員の発言は調整方針の中で協議する事ももちろん大変ありがたいことな
んですが、協議するだけではなくて、協議対応という言葉の対応がそこまで表現がほしい
ということでありましたので、どうぞその点よろしくお願いいたします。

会長

先ほどお答えをいたしましたとおり、再度検討し次回の協議会に臨ませていただきたいと
いうふうに存じます。

よろしいでしょうか？

（はい、との返答。）

会長

それでは、他無いようでございますので次の協議項目に移らせていただきます。

最後になろうかと思いますが、協議第24号「教育関係事業について（その1）」につ
きまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

協議会資料111頁をお願いいたします。協議第24号「教育関係事業について（その
1）」でございますが、まず1番が、通学区域（高等学校）、体育協会の組織、各種大会
（出場）補助金、人権教育（子どもフォーラムを含む）を「熊本市の例に統一する。」と
させていただいております。

2番は、「就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり
継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統
一する。」とさせていただいております。

3番「育英奨学金（育英事業）については、熊本市の例に統一する」とさせていただいておりますが、「経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。」とさせていただいております。

4番はPTA連絡協議会の補助金でございますが、「5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。」とさせていただいております。

続きまして「社会教育団体（文化協会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。」とさせていただいております。

次に「施設整備計画及び管理運営方法（小中学校等）については、熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。」とさせていただいております。

112頁をお願いいたします。「城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。」とさせていただいております。

8番が、「学校給食調理場については、現行（自校方式）のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。

9番は、「中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。」とさせていただいております。

10番は、「通学区域（小・中学校）については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。

11番は、「少人数学級については、新市の事業として継続する。」とさせていただいております。

詳細については個票でご説明申し上げます。まず116頁でございます。両市町の制度比較を記載しておりますが、まず城南町に無い制度といたしまして「修学旅行特別支援」という制度がございまして、これは保護者が修学旅行に付き添う場合の助成制度でございますが、これは直ちに熊本市の例に統一するとさせていただいております。経過措置を設けましたのはこの中ほどに書いてあります「特別支援教育支援員配置経費」でございます。城南町は小中学校に全校この特別支援員という方がいらっしゃいます。熊本市の場合は、ここに記載しておりますように年々増やしておりますが、まだ全校配置までには至っておりません。従いましてこの4人の方につきましては、人は代わるかもしれませんが、制度としては「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」ということにさせていただいております。

次が「公立高校の通学区域」でございます。「市立高校の通学区域については、熊本市の例による。」とさせていただいております。なお、県立高校についてはこの相違点と課題のところに記載しておりますように平成22年4月入学者から現行の宇上学区と熊本

学区が統合される再編案が県の方にございますので、仮のこの案が通りますとここに記載しておりますこの高等学校は全て城南地域の通学区域となります。

続きまして118頁をお願いいたします。「育英奨学金」につきましては、熊本市が貸付制度で城南町が交付制度でございますが、「熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。ただし、合併時においてまだ在校生の方にこの補助制度を適用されていた場合は、「高校卒業まで交付金制度を継続する。」とさせていただいております。

続きまして「体育協会」でございますが、これは同じような組織でございますので「城南町体育協会の組織は、熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。

121頁をお願いいたします。PTA協議会への補助金でございますが、「5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。」というふうにさせていただいております。

122頁が「文化協会への補助制度」でございます。熊本市の場合は市単独の文化協会が無いことから「5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。」とさせていただいておりますが、この熊本市欄に記載しておりますように、熊本市におきましては熊本県の文化協会に助成を行っているところでございます。

123頁をお願いいたします。義務教育の施設整備計画につきましては、「熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。」ということでございます。ここに記載しておりますように、現在城南町では耐震補強工事が終わっておりまして、残っておりますのが中学校のプール改築事業のみとなっております。

124頁をお願いいたします。「各種大会（出場）補助金」でございます。制度に若干の差がございますが、「熊本市の例に統一する。」というふうにさせていただいております。

続きまして「文化財の保護・管理・活用」でございますが、ここに記載しておりますように指定文化財、国、県それぞれでございますが、市の指定文化財が90件ございます。一方、町の指定文化財が50件ございます。この町の指定文化財をどう取り扱うのかというのを協議いたしまして調整方針の記載のとおり「市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。」とさせていただいております。なお塚原古墳等の公園管理がございますが、これは「経過措置を設定し、新市において検討する。」検討すると言いますのは、この塚原古墳がひょっとしたら公園管理、熊本市で言います都市建設所管になる可能性がございますのでそういう意味で、新市において検討するというふうにさせていただいております。

続きまして127頁をお願いいたします。「学校給食調理場」でございます。これは小中学校のみの調理場の取扱いでございますが、「現行の自校方式をそのまま引き継ぐ」と。ただ、「なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。

128頁をお願いいたします。「人権教育」につきましては「熊本市の例に統一する。」

とさせていただきます。

129頁をお願いいたします。熊本市には市立の城南中学校がございます。城南町さんには下益城城南中学校がございます。この校名をどうするのかということをお協議いたしまして関係機関、PTAあるいは在校生のことですが、その「関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。」とさせていただきます。

130頁をお願いいたします。城南町の小中学校の通学区域でございますが、「校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準については、熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。

131頁が「少人数学級」でございます。これは熊本市独自の制度でございますので「新市の事業として継続する。」とさせていただきます。以上でございます。

会長

只今説明のありました協議第24号につきましてご意見、ご質問等あれば伺って参りますが、いかがでしょうか？

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

体育協会について質問をさせていただきます。現在、城南町にも各種競技団体がありましてそれで構成する体育協会がございます。それに対して合併した場合に各種競技団体の取扱いは一体どうなるのか？それから、各種競技団体の助成が出ておりますので、その助成金の扱いについてお尋ねしたいと思います。それが1点です。

それから、城南町には各種競技団体24団体ございます。特に私は軟式野球、それからソフトボール等もございますけれども、その軟式野球、ソフトボールが春と秋に2回の年間大会を実施します。軟式野球で言いますと、参加団体が少のうございますが大体1週間から10日、長くなって2週間程度。それから、ソフトボールは参加団体が多ございますので1か月以上かかると。そういった時に、町に施設使用の減免措置をお願いしております。そういった減免措置が今後可能であるのかどうか？施設使用料についての減免措置申請が出来るのかどうか？その点のご回答いただきたいと思います。

会長

それでは体育協会関連、2点。どうぞ。

事務局（社会体育課）

社会体育課でございます。まず、競技団体についてでございますけれども、競技団体につきましては選手登録であるとかチームの登録、あるいは大会参加資格といった問題が出てこようかと思っております。各競技団体の方で熊本県の単位であるとか、あるいは地区

の単位でそれぞれルールが決められているようでございますので、その規定に基づきまして各競技団体に整理していただくことになろうかというふうに思っておるところでございます。

助成金については、各地域で活動なさっている分につきましては、現在、熊本市の方の体育協会の方から校区の体育協会に対しまして活動内容に応じて平均16万円程の補助金が支給されているところでございます。城南町さんの場合は、3小学校区でございますので合わせますと40数万円になろうかと思っておりますけれども、そういう補助金が支給されるということになろうかと思っております。

それから、体育施設の減免についてですけれども、公設の体育施設を利用する場合には、熊本市の体育協会に加盟する競技団体が主催します市域規模のスポーツ大会に対しましては一定の減免規程を設けさせていただいているところでございます。以上でございます。

会長

2点について回答がありました、いかがでしょうか？
どうぞ。

松岡委員

言葉尻を捉えるわけではないのですが、市規模と言いますと、城南町が今度合併したら新市になるんですよ。そうなった場合にはその施設使用に関しての城南地区に対する施設使用の減免措置は出来るのか？いかがですか？

会長

どうぞ。

事務局（社会体育課）

その地域に限っての大会となりますと、今のこの減免規程から申し上げますと厳しいのかと思っておりますけれども、今の大会を他の地域にも広げたような形で主催されるということであれば可能ではないかというふうに思っております。

会長

いかがでございますか？

松岡委員

今のと関連した話ですけれども、スポーツや文化が盛んでないと町や国は発展しないんですよ。どなたがお考えになってもそうだろうと思っておりますけれども、だから今、地区ごと

に非常にスポーツと文化が盛んなんですよ。この勢いを止めたくないとは思っております。だからこの法定協議会の中でも補助金の話もそうだし、それからこういった施設使用料についても。例えば後で文化協会についても質問しますけれども、マイク1本でも借用はかかるんですよ。施設使用については。だからグラウンドを借りることになりますと夜間になりますと夜間照明がつきますのでかなり高額になってしまうんですよ。そうした場合に、今のご回答からしますと実際実現できないですよ。熊本市規模とおっしゃいますと。だから、各種競技団体が自分たちの練習はもちろん自己負担でやっています。ただし、城南町がやるソフトボール大会、軟式野球大会というのを年2回やっていますけれども、かなり施設使用料がかなり高額になっております。だからそれが無くなってしまうと全部自己負担でやらなくてはいけないんですよ。だからソフトボールも軟式野球も熊本市でやっているのはわかるんです。それに入りなさいということなんでしょうけれども、やっぱり地域としてそういうスポーツ文化という物の根を絶やしたくないというのが基本的にあります。だからこれは熊本市に統一するというのもかもしれませんけれども、協議検討させていただければなというふうに考えております。いかがでしょうか？

事務局

城南町だけ孤立してずっとということもなかなか難しいのかなという気はいたしております、制度として。やはり熊本市と一緒にさせていただくということでございますので、いずれ熊本市に馴染んでいただく必要があるだろうという感じはいたしております。ただ、今のお話の趣旨もよくわかります。突然途絶えたらどうするかという話もありますので若干検討させていただきたいと思っております。

会長

それではまた次回までに考え方を整理して報告をするということでもよろしいでしょうか？

どうぞ、松岡委員さん。

松岡委員

今のと関連しまして、文化協会の補助122頁なんですけれども、先ほどの説明によりますと熊本市は熊本県の文化協会に補助を出していると。これは私は知っていました。熊本県の文化協会の理事会にも私たちは行きますけれども、実は、県の方の文化協会の方々の会長さんの話を聞きますと、熊本市は県のそれぞれの文化協会に入ってらっしゃるんですよ。私たち城南もそうですし、植木も富合も益城もそうなんですけれども、例えば城南町は6団体ありまして会員数が約1,000名いらっしゃいます。それから団体数で言うと73団体いらっしゃいます。部門ごとで言うとさっき言ったように城南町6部門持っていますけれども、熊本市には無いとおっしゃいましたけれども、実は県の理事会から説明

を受けましたところ何故無いのかということなんですよ。熊本市の方が県の方に今入っておられます。県の方に所属しないでもし熊本市に作ろうと思えば熊本市の文化協会は出来るんですよ。ところがそうになると、県の方はいわゆる空洞化が起こって県の文化協会の文化事業が出来なくなると。だからそれはやめてくださいというのがご回答でした。かと言って、私たちは城南町も富合町さんもそうですけれども、益城も植木もそれぞれ文化協会を持っています。それぞれ文化協会を持っていますけれども、県に市の方に作ってもらってはどうかということ私たち4人は言いませんでした。なぜならば、実質的には熊本市が県の文化協会に補助をされているということが実質的にあるわけですから、合併したら実質そういった効果的な部分があるわけですのでいわゆるこれから合併しようとする町についても当然補助はして当たり前の話ではないか。熊本市にないから云々ではないと私は思います。そういった事情がありますので。だから県の文化協会に補助しておられるのなら、同時に合併した町村に対しても文化協会があるわけですからそれに対して補助してもなんら相違点はないと考えておりますけれども、いかがでしょうか？

会長

それでは担当の方からお願いします。

事務局（文化国際課）

文化国際課でございます。文化協会につきましては、内容等も見させていただきました、松岡委員がおっしゃるとおり、熊本県の文化協会の方に熊本市は1団体として参加させていただいております。城南町さんの文化協会の内容等を見させていただきましたところ、本市におきまして公民館等で行っている文化系の講座をやられているのとほとんど同じような講座等を開催されておられましたので、経過措置のところに書いておりますように、その後のあり方については新市において検討するというのでその辺も含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

会長

いかがでしょうか？

松岡委員

何度もすみません。言葉尻を捉えるわけではないのですが、122頁の協議会の調整方針の中で「新市において検討する。」となっているんですよ。「検討」という言葉が一番嫌いなんですよ。いつの間にか吹っ飛ぶんですよ。だから「協議検討する」という項目ではいけないのですか？いわゆる姿勢を聞きたいのです。何度も言いますように、城南町が持っております文化事業、あるいはスポーツ関係のエネルギー、力というのは非常に大きなものを持っているんですよ。特に私は文化協会にも体育協会にも係わっており

ますけれども、文化協会においては平均年齢が後期年齢と言ったら失礼ですけれども、そういう方が非常に多いんですよ。だから常日頃、文化講座にかなり入っておられますし、またそれぞれの団体の方で熱心に年間通してやっておられるんですよ。別の意味で高齢者の医療費に将来的にもかなり貢献できるのではないかと。だから補助金云々で小さなことで私は見ていないのです。カットされても構わないと思うんですけれども、ただ問題は人が持つ意識として今後の文化事業とスポーツ関係というのは一番大事な部分ではないでしょうか？ 21世紀は蒲島県知事もおっしゃいましたように、総幸福論が全世界的に展開されているんですよ。ブータン王国がテレビで放送されましたけれども、その国民の総幸福論の中には文化がしっかり根付いているんですよ。今の歴史もそうでしょうか？ オリンピアから始まったオリンピックなんかもそうですよ。歴史が支えている部分ですよ、スポーツも文化も。だからそういう意味で「検討」なんていう言葉を使ってほしくない。正直なところです。だから人としてもっと前向きな言葉を入れてほしい。お願いします。

会長

事務局の方で答えてもらいましょう。

事務局

表記につきましては、お嫌いかもしれませんが検討させていただきます。次回までに考えさせていただきたいと思います。

会長

八幡副会長さん、どうぞ。

副会長

只今松岡委員さんから体育協会並びに文化協会についての意見がありましたが、広い意味で城南町が熊本市と合併する中の大きな不安要素の一つはそれでございます。例えば家が建てられなくなるとか税金が高くなるとか、あまり根拠のないそういう話がありますけれども、それは一つ一つ丁寧に内容を周知していけばいいと思っておりますが、ただ今松岡委員が言いましたことは、やはりまちづくりにおきまして文化協会、体育協会やはり心豊かな暮らしというのは他に得られない。健康づくりも含めまして地域のそういうお互いの連帯感というのはあるわけです。それが大熊本市と一緒にになったらそういうのが。一つは市議会議員が城南町から1人か2人。やがて5年ぐらいしたら自分たちの想いは熊本市の形になってしまうと。私は熊本市の形を具体的には存じませんので言えませんが、ただ少なくとも松岡委員が言われましたことは、本当にそのような形を城南町は合併しても続けていきたいと。それにつきましてはそんなに掛かる予算ではないと思います。やっぱり地域づくりが一番基本になるわけでございますのでその点は是非。合併することの大き

な不安要素一つであります。松岡委員が先ほど具体的な表現を言いましたけれども、多くの町民の文化協会に係わっている人、あるいは体育協会に係わっている人たちは合併すると大きくなっていいけれどもそこら辺は言葉に出されない大きな不安があるのを是非ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長

今の八幡副会長さんのご意見も踏まえて、また次回に臨んでほしいというふうに思います。

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

同じく体育関係の事についてなんですけれども、熊本市があっちこっちの町と合併をして大きくなります。そうしますと、例えば県の体育大会があります。今までは城南町の人たちは城南町と美里町のその下益城郡の選手が出ていたわけですよ。出れる機会があったわけですよ。ところが、熊本市になりますとこれが出られなくなる可能性が強いでしょ？ よほど優秀な選手でないと出られなくなりますね。熊本市の人口は70万人ぐらいになります。今の城南町と美里町だったらたかが3万人。そこと同じようにやっていかなければならない。だから頭数が多いから決して強いとは限りませんが、あまりにも差があると、これはやはりスポーツをやっている子ども、それから今は大人も県体に出られますよ。それが出場権が全く無くなってしまうわけですよ。ですから私の提案というのは、これは城南町のことだけではなくて、益城とか植木が合併をすれば、その人たちもそのような条件になるんですよ。ですから熊本市は人口が多いから、例えば白川から南と北に分けてそこに熊本市のチームが2つ出るとか、そういうことを検討していただけないかということなんです。そうでないと青少年とか今は大人の人も非常に盛んですよ。バドミントンでしたら65歳でも70歳でも出来るわけですよ。それが全くできなくなるということになりますので、出る選手の数もわずかではありますけれども、そういう夢というものも全く無くなってしまおうと。それと高齢者の面でも70万のところと3万のところとして勝つはずがまずないですよ。だけれど勝つこともあります。私の子供もたまたまバスケットをしていますから熊本市に2回ほど勝ったことがあるんですけども、そういうことで、人口だけで強い弱いはいないんですけども、やっぱりそういうことになってしまうと植木の人も益城の人もそういうことを考えている人もいます。ですから先ほどの話とやや関連する話なんです。ですから出来れば熊本市もあまりチームが増えると問題があるかもしれないけれども、2つか4つぐらいに分けて、4チーム出るとか2チーム出るとかということを考えていただきたいと思います。そうしないと子ども達も夢が無くなりますよ。なんかスポーツで頑張ろうと思っても熊本市であればよほど能力が無ければ出られませんよ。そういうこともありますので、是非一つ今後の課題として検討いただ

ければと思っております。

会長

今の件についてはなかなかこちらからお答えが出るものではないと思いますが、貴重なご意見として体協や県体協の考え方もあるでしょうけれども、貴重なご意見としてそちらの方にお伝をえさせていただきたいというふうに思います。

どうぞ他にありますれば、それでは最初に松岡委員さんの方が早かったので松岡委員さんから。その後に東家委員さんの方にお尋ねします。

松岡委員

131頁の「少人数学級」これは、熊本市が積極的に取り組まれている教育事業なんですよ。私も去年の3月まで教員をやっていましたが、今の子供たちは非常に複雑な心を持って学校に通っているんです。1学級40人とか45人とか35人とかあるんでしょうけれども、今学校の先生が一番受難な時代だと思います。東京都になりますと、去年の話だったと思いますが、学校の先生が訴訟保険に加入するのが非常に増えてきていると。たぶんお聞きだろうと思います。そのくらい学校というのは非常に価値観が多様化されていますし、人様の子どもを預かって教育するのは大変なんです。ちょっとした言葉遣いでうちの子供は不登校になりましたよという話で裁判になる。個人の弁償ではどうしようもないんです。だから大都会あたりでは学校の先生が保険に加入する、裁判費用として。そういう現状があるんです。そういうのも含めて将来像があるんでしょうけれども、今学校の先生が一番大変な仕事を請け負っていると思います。ですから、少人数というの私は大賛成なんです。先生方が目の届くように子供たちを配置するのは本当に良いことだと思います。今、具体的に少人数学級をやっておられますので、そのあたり少しご紹介していただけないでしょうか？

会長

それでは、担当課の方からお願いします。

事務局（教育委員会 総務企画課）

教育委員会の総務企画課でございます。よろしく申し上げます。今委員がおっしゃいましたとおりでございます。少人数学級の効果と言いますか、まさに子ども同士または子どもと教師の触れ合いの時間が増えるといったようなことで、生活習慣あたりが変化をしてくる。あるいは温かい人間関係が子ども同士、あるいは子どもと教師の間に広がっていくというふうな捉え方をしております。それから、教師の多忙感ということも教育委員会としましては事務量の削減と言いますか、そういったようなことも含めて考えているところでございます。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、東家委員さんからも手が上がっておりますのでどうぞ。

東家委員

127頁の学校の給食についてお尋ねしたいのですが、今城南町の方では町の子は町が育てるということで給食の調理員さん、それから物資についても町で業者さん達が調達されているし、また農業地帯ですので地産地消というのも利用して本当においしくて安いものが提供されていると思います。またその中に地域との心を通わせたおいしい温みのあると思っているのですが、この「熊本市の例に統一する。」という中に「給食費、物資購入及び献立作成」とありますが、この給食費は城南町の小学校の方が10円高いのでそれは大変喜ばしいことと思いますが、この物資購入については何か業者さんとの協定書とかそういうのがありますか？

会長

それでは物資購入、地産地消についての考え方も含めてお答えをいただきたいと思います。お願いします。

事務局（教育委員会 健康教育課）

教育委員会の健康教育課でございます。学校給食の方を担当しております。城南町さんの方も地産地消を取り組んでいらっしゃるというお話でございます。熊本市の方も地産地消ということで熊本市産の農産物を只今35品目ほど全市の小中学校の方に入れるようにしております。できましたら城南町の農産物の方も熊本市の方に是非とも導入させていただきたいというふうに思っております。熊本市の方でもいろいろ学校給食を通じた地域の方々との交流等も行っておりますし、そういったものもPRしているところです。

それから物資の取扱業者さんの件なんですけれども、熊本市の場合は、熊本市の学校給食会というところが、おかずとかデザートの手配については共同購入ということで、一括購入をしております。全ての小中学校に安全で安心な食材を届けております。非常に安全なものを効率的にお届けできるようなシステムになっておりますので、私達も自信を持って城南町さんの方もなるべく早くこちらの方のシステムに加わっていただければというふうには思っております。ただし、今納入していらっしゃる業者さんもいらっしゃるものですから5年間はそういった業者さんの方とお取扱いをしたいというふうに城南町さんの方からお話がありますので、そのところは経過措置を設けながらというふうに思っております。

会長

東家委員さんいかがでしょうか？

東家委員

わかりました。地産地消の件は城南町もとてもおいしいものができますので是非その点を入れていただけるように前向きによろしくお願いします。

この業者の選定については、心配する事はないかなと思いますけれども、熊本市と以前合併された北部とかの関係業者の人達が一括購入されたので店が潰れたとかそういうことも聞きましたので、やっぱり城南町では一生懸命に安くていいものをとということで今まで業者の方も努力してこられたので、その選定の際には公平に指名なりに入れていただけるように是非お願いしておきたいと思います。公平にしていいただければ助かります。

会長

どうでしょうか、お願いします。

事務局（教育委員会 健康教育課）

ご要望の件につきましては、しっかりやっていきたいと思えます。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ他に何かございますか？

それでは、中沢委員さんお願いいたします。

中沢委員

123頁の「学校施設の耐震化」なんですけれども、城南町の方は「平成20年度で、補強工事完了予定。」とあります。これは熊本市についてなんですけれども、子ども達が通う校舎は、大きな地震がいろいろ諸外国でもおきていますので、いつもそれは気になっております。工事の終了予定はいつかわかりますか？

会長

それでは、熊本市の耐震化計画についてお答えをお願いします。

事務局（教育委員会 施設課）

教育委員会の施設課です。熊本市の耐震化計画につきましては、城南町さんの方は進んでおりまして平成20年度に終わるということで非常にいいことだと感じております。ただ熊本市におきましては、棟数が368棟ということで非常に多くの棟数を抱えております。今の計画でいきますと、診断自体が平成22年までかかりまして最終的に補強が全て

終わりますのが平成27年度を目標としております。平成27年度には100%の耐震化を完了したいと考えております。以上です。

会長

どうぞ、中沢委員さん。

中沢委員

平成27年度目標というのは予算の関係があるからそうなのでしょうけれども、もちろん城南町さんは棟数が少ないから迅速になさっているのでしょうかけれども、子どもの将来、今の現状を考えればもっと早く前倒しで計画できないもののでしょうか？

会長

それでは担当課の方からお願いします。

事務局（教育委員会 施設課）

確かに予算的なものもあるんですけども、この予算についてはこの熊本市も全力でやっております。財政的なものが問題ではなくて、これは非常に専門的な分野になります。ですから、耐震の設計が出来る業者さんというのが非常に限られておまして、お金を掛けたから全て出来るという問題ではありません。ですから、昨年から特に県内でも各自治体頑張っておられますけれども、そういったものが全部集中している関係で設計事務所の取り合いと言いますか、今そういう状態になっております。ですから、熊本市といたしましては、まず急がなくてはいけないものが文科省から指示がありますので、そういったものを重点にまず取り掛かって、当然全てが同じように危険度があるということではありませんので、危険度の判定を行いながらそういったものを順次やっていくというふうに計画しております。以上です。

会長

よろしいでしょうか？その事業の重要性については十分私共認識をしておりますので出来るだけ早くという想いで取り組ませていただきたいというふうに思います。

他はいかがでしょうか？

それでは、他無いようでございますので協議項目につきましてはこれを持ちまして終了とさせていただきます。

最後に次第5「その他」となっておりますけれども、何かございますか？

(なし、との返答。)

会長

それでは、事務局からは、何かありますか？

事務局

次回開催予定でございますけれども、事務局といたしましては、3月27日金曜日の午後2時30分からを予定させていただけたらと思っております。開催日時につきましては、変更になる可能性もございますので、委員の皆様には改めましてご通知申し上げますので、ご確認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

会長

次回開催予定、3月27日金曜日の午後2時30分から予定しているようでございます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。場所は熊本市側での開催ということで、まだ場所は未定ということでございますので、熊本市側での開催予定ということでございます。また場所等につきましては改めてご連絡を差し上げるようにいたします。

それでは他に無いようであれば、以上をもちまして、本日の議事を終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を、当協議会副会長の八幡城南町長をお願いいたします。

副会長

第4回の合併協議会、大変長時間にわたりまして皆様方には意義あるご審議をいただきました。本日予定されておりました報告1件、前回提案分5件の協議につきまして原案のとおりご承認いただきましてありがたく思っております。それから、次回の提案分といたしまして4件の内容につきまして、それぞれまちづくりの想いが出されたと思います。今後協議がだんだん多くなってきてそれぞれ事務局も作業部会に向けて大変だと思いますし、また委員さんもそれぞれ責任を担って町の将来のため、市の将来のためにご苦労いただきますが、今後ともよろしくお願いを申し上げます。本日の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

司会

これをもちまして第4回熊本市・城南町合併協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

午前11時40分 終了

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 21 年 3 月 27 日

署名委員 大馬 澄 雄

署名委員 中沢 洋子